

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 ()

(2007年12月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/1207-01	のれんに含まれる耐用年数が確定している無形資産の償却	3
EECS/1207-02	燃料税	6
EECS/1207-03	負ののれんの認識.....	8
EECS/1207-04	繰延税金資産.....	10
EECS/1207-05	移行日における沖合の石油掘削機の評価.....	12
EECS/1207-06	公正価値オプションの使用	14
EECS/1207-07	セグメント報告	16
EECS/1207-08	無形資産の償却方法	19
EECS/1207-09	従業員給付の会計処理の変更.....	22
EECS/1207-10	企業結合における取得企業の識別.....	25
EECS/1207-11	不動産プロジェクト	29

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/1207-01 のれんに含まれる耐用年数が確定している無形資産の償却

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：のれん、無形資産、償却

関連する基準書：IFRS 第 1 号、IAS 第 36 号、IAS 第 38 号

執行決定日：2004 年 9 月 30 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、主要な企業結合について、適切な裏付けのある購入価格の配分額が入手可能ではなかったということを含む理由により、過去の企業結合について IFRS 第 3 号を遡及的に適用しない選択をした。

個別に識別可能な無形資産は、取引において生じたのれんに含まれている。なぜなら、以前に適用されていた GAAP のもとでは、企業結合日において無形資産を認識することができなかったからである。ローカル GAAP では、個別に認識するための規準が非常に厳格で、資産がかなりの確率で識別可能で、かつ無形資産として測定することができる場合に限って計上するという実務が行われていた。今回問題となっている無形資産は、特定の期間にわたって鉱山を操業するという権利に関連するものである。

その後、ローカル GAAP から IFRS に移行する際、無形資産はのれんに含められ、個別に識別されることはなかった。なぜなら、当該資産の耐用年数が有限で、全額減損するか、あるいは権利が存続する期間にわたって償却されるということが分かっていたにもかかわらず、IFRS 第 1 号の付録 B2 (パラグラフ f, g) に定められた適格性の規準を満たさなかったからである。

発行者は、次の 2 つの会計処理の選択枝のうちのどちらが、のれんの減損計算の観点から最も適切な処理なのかという疑問を持った：

1. のれんの減損は、のれんに包含される無形資産の耐用年数を考慮して計算しなければならないのか？このアプローチは、のれんのうち無形資産に帰属させられる部分について、IAS 第 38 号第 97 項で規定されているような規則的な償却手続と類似する形で、耐用年数にわたり、減損処理を通じての損益への規則的な配分を意味することになる。
2. のれんの減損に係る引当ては、IAS 第 36 号第 90 項に従って計算しなければならないのか？この選択枝は、無形資産に帰属させられるのれんの部分の減損に対する引当てを通じての費用発生のパターンにつながる。このアプローチは実際には、大半の費用配分は、当該資産の耐用年数満了時までに行われなかったということの意味する。

執行決定

執行者は、のれんの減損は IAS 第 36 号第 90 項、すなわち、のれんに含まれるいかなる識別可能な要素についても規則的な償却を行うのではなく、基準書が求める年次の減損テストを行わなければならないと考えた。

執行決定の根拠

IFRS 第 1 号付録 B1 に従って、IFRS への移行プロセスの間、ある特定の企業結合について遡及的に IFRS 第 3 号を適用することを決定する発行者は、IFRS 第 3 号を適用する決定をした時点以後、IFRS に移行する時点までの間に発生した、他のすべての企業結合に対しても、当該決定を統合的に適用しなければならない。

- a. IFRS 第 3 号を適用するという意思決定は、選択的になされてはならない。企業は当該期間中に行われたすべての同種の取引を考慮しなければならない。
- b. IFRS 第 3 号が適用される、企業結合で取得された企業のさまざまな資産（無形資産を含む。）及び負債に対して価額を配分する際には、意思決定及び評価を正当化するために、企業は必ず、当該購入価額の配分を裏付ける特定の文書化された基礎を有していなければならない(IFRS 第 3 号付録 B16(g))。

そのような基礎がない場合には、代替的、又は直観的な購入価額の配分方法は、上記で言及された基準書の厳格な適用に基づかない限り、使用することはできない。IFRS 第 1 号の規定は、企業の最初の IFRS の財務諸表について適用されるのであって、他の同様の状況に対して拡張したり、適用したりすることはできない。

購入価額の配分額が入手可能でない、すなわち発行者は権利に係る信頼できる価額を得ることができなかったため、IFRS 第 1 号付録 B2(f)(g)が想定しているような、のれんからの無形資産の分離は不可能であった。これがまだ事前承認の意思決定であったことから、権利に係る信頼できる価額の評価を入手することが可能かどうかという問題が別途検討すべき問題であるにもかかわらず、執行者はこのことに対して異議を唱えなかった。発行者は、IAS 第 38 号における認識と再評価の規準を充足できなかったため、IFRS 第 1 号の第 16 項 - 第 18 項が許容しているみなし原価として、採掘権の公正価値を用いるということも選択できなかった。その結果、IFRS に基づく最初の財務諸表において表示されたのれんは、IFRS への移行日時点で価値が失われていたことを理由に IFRS 第 1 号付録 B2(g) () が評価減を求めない限りにおいて、移行日において同額の帳簿価額が付されることとなる。のれんに含まれる耐用年数が有限の無形資産を別途に識別したり、償却したり、別個のものとして表示したりすることはできない。

(仮 訳)

この状況を前提として、執行者は、耐用年数が有限の無形資産を包含するのれんは、IAS 第 36 号に従って年次の減損テストを受け、のれんの残高のうちのいかなる部分も、規則的な償却を通じて損益として認識されてはならないと考えた。

番号：EECS/1207 02 燃料税

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：売上原価、収益

関連する基準書：IAS 第 1 号、IAS 第 2 号、IAS 第 18 号

執行決定日：2004 年 12 月 2 日

発行者の会計処理についての記述

石油業界で営業している発行者は、燃料の消費に対して、燃料が保管されていた保税倉庫から搬出された時に国から課される燃料税は、IAS 第 18 号第 8 項に従うと、「第三者のために代理で回収した額」として分類することはできないと理解している。むしろ燃料税は、供給者が品物を保税倉庫から搬出した時に費用とし、供給者が最終消費者に対して販売することを通じて発生したコストを回収した時に収益とするのが適当である。したがって関連する額を収益から除外してはならない。さまざまな特徴の中で、燃料税は、最終消費者が債務不履行をした場合には回収することができないという点で、付加価値税や電気税とは区別される。

本件では、燃料税は企業の総収益の 13.7%、総費用の 15.5%をそれぞれ占めている。発行者は、そのような費用が購入費用として本当に適格と言えるのか、及びこれらの額が損益計算書の注記において開示されなければならないのかという点について疑問を持っている。

執行決定

IAS 第 2 号第 11 項に従うと、燃料税は購入費用の一部であり、税務当局に対する未収金として分類してはならない。

執行決定の根拠

これは、購入に対して課される特別な税金であり、購入時または供給者が保税倉庫から燃料を搬出した時に発生し、決済されるものである。購入者は、税務当局から税金を取り戻したり、他の税金と相殺したりする権利は持っておらず、回収可能性に係るすべてのリスクを負担する。したがって、税金は IAS 第 2 号第 11 項に従って、棚卸資産のコストの一部として会計処理しなければならない。

税金は、棚卸資産の原価の一部を構成する費用である。それは、金融資産を表象するものではないため、税務当局あるいは仮想の最終消費者に対する未収金として分類してはならない。

その他のすべての棚卸資産にかかる費用と同様に、購入時に課される特別な税金は、発行者が負担した費用を回収するために消費者に転嫁される。結果として顧客が支払う販売価格にはこの税金に関連する部分が含まれ、当該部分は、IAS 第 18 号第 8 項に従って、収益として認識するのに適格となる。当該部分は、税務当局に対する未払額として認識してはならない。なぜなら、企業は税務当局のために、代理で特別の税金を回収しているわけではないからである。発行者は自ら、税金を納付する義務を負っている。

関連する金額を考慮するとともに、透明性の原則ならびに IAS 第 1 号第 103 項(C)との整合性に鑑みて、執行者は、本件においては、購入高及び売上高の金額に含まれる税金に関連する金額を識別し、財務諸表の注記において開示することが適当であると考えた。

番号：EECS/1207-03 負ののれんの認識
事業年度：2005 年 3 月期/中間財務諸表
論点の分野：負ののれん
関連する基準書：IFRS 第 3 号
執行決定日：2006 年 1 月 5 日

発行者の会計処理についての記述

国内法に準拠して作成された 2004 年の財務諸表で、発行者は、2004 年の取得で負ののれんを認識したことを開示した。負ののれんの金額は、2004 年 12 月 31 日現在の連結財務諸表において、国内の規則に準拠して流動負債として計上された。

国内法に従い、発行者は、IFRS の認識及び測定原則に従うとともに、表示と開示については国内法に従って、2005 年度の第一四半期に係る四半期連結財務諸表を作成した。

2005 年の予測に関して発行者は、連結上の負ののれんを利益として認識することによって、資本の部が増加すると報告した。

執行決定

発行者は、IFRS 第 3 号第 56 項に従い、2004 年の取得によって生じた負ののれんは、2005 年ではなく、2004 年の比較情報において認識されなければならないと決定した。

執行決定の根拠

IFRS 第 1 号のもとで、企業が初めて IFRS を適用する場合、IFRS に準拠した財務諸表が最初に表示される期末日現在で適用されている基準書を使用しなければならない。表示される比較情報についても、同じ版の基準書を適用しなければならない(IFRS 第 1 号第 8 項)。

IFRS 第 1 号第 36 項は、企業の最初の IFRS 財務諸表は、IFRS に基づいた少なくとも 1 年分の比較情報を含んでいることを求めている。

IFRS 第 1 号は、IFRS の認識及び測定原則を遡及的に適用することを求める規定を、ある特定の分野(企業結合に関する規定を含んでいる IFRS 第 3 号を含む)については緩めている。発行者は企業結合の処理を遡及的に適用するか、あるいは IFRS 第 1 号第 15 項の免除条項(詳細は付録 B で規定されている)に準拠するかを選ぶことができる。

付録 B は、企業が IFRS に移行する日以前に認識された企業結合に対してのみ適用する

ことができる。

IFRS 第 3 号の第 56 項は、次のように述べている：

第 36 項に従って認識した識別可能資産・負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する取得企業の持分相当額が企業結合の取得原価を超過する場合には、取得企業は：

- (a) 被取得企業の識別可能資産・負債及び偶発負債の識別と測定、及び企業結合の取得原価の測定を再度見直さなければならない；また
- (b) そのような再度の見直しの後に残った超過額は、損益として直ちに認識しなければならない。

発行者が 2005 年 3 月 31 日現在の中間報告書を作成した際、発行者は IFRS の認識及び測定原則を適用した。したがって発行者は、IFRS に移行した日から、その四半期連結財務諸表では、IFRS に準拠して情報を表示しなければならない。中間報告書が 2005 年分であることから、比較情報は 2004 年の同等の期間について提供される。IFRS への移行日は 2004 年 1 月 1 日であることから、2004 年 1 月 1 日現在の情報及びその後の情報は、IFRS に従って算定されなければならない。

番号：EECS/1207-04 繰延税金資産

事業年度：2005 年 6 月期/中間財務諸表

論点の分野：繰延税金

関連する基準書：IAS 第 12 号

執行決定日：2005 年 10 月 24 日

発行者の会計処理についての記述

国内の規則に従い、発行者は 2005 年の最初の 6 カ月分に係る中間連結財務諸表について IFRS の認識及び測定原則を適用するとともに、表示および開示についてはローカル GAAP を適用した。

発行者はソフトウェアを含む、技術的なソリューションを開発、販売している。

2000 年以降、2003 年と 2004 年を除いて、発行者には相当額の年度損失が生じており、2003 年と 2004 年も税引前利益は僅かであった。2003 年と 2004 年に生じた利益の大部分は、繰延税金資産の再評価に伴って認識されたものであった。

発行者は、2005 年初頭に、売上と利益が大幅に増加すると予測している旨を表明した。しかしながら年度の後半になって、発行者は、予想した利益額を達成することができないばかりでなく、多額の損失が生じると表明した。発行者はこれまで、損益予算額に比べて実際の業績が相当に下振れする前歴があった。

発行者の繰延税金資産の計上額は、増加の一途をたどってきた。2004 年に、繰延税金資産額は売上高の 20%、資本の部期末残高の 26% を占めていた。2005 年の 6 月 30 日現在では、繰延税金資産は資本の部期末残高の 34% にも達した。さらに、2004 年度の税引前利益は、繰延税金資産計上額のおおよそ 9% であった。発行者の繰延税金資産は主に、将来の期間にわたって繰り越しが可能な、未使用の繰越欠損金から構成されていたが、繰越欠損金と相殺されるべき将来加算一時差異は、事実上ないも同然である。

執行決定

発行者は、繰越欠損金に係る繰延税金資産の認識は、IAS 第 12 号第 34 項に準拠していないと考えた。発行者は、自らが、未使用の税務上の繰越欠損金を相殺できるだけの十分な課税所得を生じさせることができるということについて、執行者を説得できるような証拠を用意することができなかった。

執行決定の根拠

発行者は、未使用の税務上の欠損金を相殺できるだけの十分な将来加算一時差異を有していない。これまで、発行者の事業活動からは相当な損失が生じるか、あるいはごくわずかな利益が出るかである。発行者がこれまでに、多額の税引前利益を生じさせたことは無い。したがって、IAS 第 12 号第 35 項に基づき、執行者は、発行者が将来、中間連結財務諸表において計上された繰延税金資産の価値と同等の課税所得を生じさせることができるということを示すような、説得的な証拠を提出することを、発行者に対して求めた。

執行者は、発行者の経営陣が提出した文書を評価した。執行者は、当該文書は、IAS12 号の規定に準拠して、2005 年上半期に係る中間連結財務諸表に計上された繰延税金資産を使用できるだけの十分な課税所得を、発行者が将来発生させることができるということを立証するような、説得的な証拠を提供していないと考えた。

執行者の決定は、主に以下の事項をベースとして行われた。

1. 発行者の過去の税引前利益
2. 以前に公表された損益予測と対応する過去の実績
3. 発行者による、今後数年間の業績予測
4. 新たな契約の公表

執行者は、歴史的に見て、発行者の損益予測と対応する実績との間には、重大な下振れが生じているということを特に重視した。また、2005 年において発行者は、予想利益を達成できない旨を公表しただけでなく、多額の損失が生じる旨を公表している。執行者はまた、損失は、二度と起こらないだろうと予想されるような外的な事象に明確に帰属させられるような類型ではないということからも影響を受けた。

番号：EECS/1207-05 移行日における沖合の石油掘削機の評価

事業年度：2005 年 1 月期/年度財務諸表

論点の分野：初度適用

関連する基準書：IFRS 第 1 号

執行決定日：2005 年 12 月 9 日

発行者の会計処理についての記述

2004 年 1 月 1 日の IFRS 開始貸借対照表において、沖合の掘削事業を営む発行者は、掘削機を公正価値で測定し、当該公正価値を IFRS 第 1 号第 16 項に従ってみなし原価とすることを選択した。当該公正価値は、独立した 2 社のブローカーから入手した評価をベースとした見積りである。

ブローカーの見積りが、有形資産のみなし原価として採用するための、公正価値計算のベースとなる信頼できる証拠となるのかという疑問があった。

公正価値は、2 社のブローカーによる見積りをベースにして計算された。2 社のブローカーはいずれも、当該評価が受け入れ可能と考えられるような評価の範囲を提供した。発行者は、提供された 2 つのレンジの値のうちの最高額の平均をもって、公正価値を計算した。

ブローカーによる評価のうちの 1 つは、採用された方法あるいは計算の根拠となる前提に関するいかなる記述によっても裏付けられていなかった。

計算のために適用された方法あるいは前提についての明確な記述はなかったが、もう 1 社のブローカーによる見積りは、評価について、追加的な情報を提供した。当該ブローカーは、3 つの方法を検討した。すなわち、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチである。しかしながら伝統的には、主としてオフショア市場における変動性が極めて大きいこと、及び中古市場における取引量が少ないという理由により、評価方法を適用することは極めて難しかった。したがって、評価は主に、さまざまな市場の参加者との議論をベースにして行われた。ブローカーの見積りでは、2003 年末時点の掘削機の市場は、売り手と買い手がそれぞれ認知している公正な市場価格の間に相当な隔たりがあることから、「弱気な下げ相場」とのことであった。

執行決定

執行者は、発行者は IFRS 第 1 号第 16 項に違反しておらず、ブローカーの見積りをベースにして公正価値を決定することができるという結論を下した。

執行決定の根拠

執行者は、IFRS 第 1 号第 16 項に基づく公正価値を計算するために、ブローカーによる見積を使用できるかどうかということに注目した。

執行者は、公正価値を決定するにあたっては、独立した見積りを用いる方が一般的には好都合であると考えているが、発行者は、関連する IFRS 基準書の規定に基づいて評価が行われたということを確認しなければならないと考えている。独立した見積りは、一般的には、最小限、発行者がこの要件に該当するかどうかの評価をするために十分な情報を含んでいなければならない。

本件におけるブローカーの見積りは、あまりに少ない情報しか含んでいないため、それ自身では、例えば IAS 第 16 号「有形固定資産」あるいは IAS 第 36 号「資産の減損」に準拠して公正価値を決定するために、評価方法及び根底にある前提を信頼することはできない。

しかしながら、IFRS 第 1 号第 16 項は、公正価値の算定にかかる詳細な規定を定めていない。みなし原価として公正価値を採用した発行者は、基準書の第 44 項で、限定的な開示を行うことを求められているだけである。たとえば、公正価値を決定する方法や前提については開示する必要がない。

IFRS 第 1 号第 16 項は、IAS 第 16 号を全面的に遡及適用することに対する、コスト効率の高い代替案を提供している。有形固定資産のみなし原価として公正価値を使用する方法は、IAS 第 16 号の規定を全面的に遡及適用しない発行者にとっての代替的な選択肢である。このことは、他の IFRS 基準書（例えば IAS 第 16 号及び IAS 第 36 号）で求められている公正価値の決定過程に固有の規定は、IFRS 第 1 号第 16 項の規定に基づいて、IFRS への移行日におけるみなし原価として使われる有形固定資産の公正価値を決定する際に、類推で用いられることはないということを示唆する。

このような理解はまた、従前の一般に認められた会計原則による再評価額が、再評価日時点の公正価値又は原価、あるいは償却後原価とおおむね同等であった場合には、それを再評価日時点のみなし原価として使用できると述べている、IFRS 第 1 号第 17 項によって裏付けられる。結論の根拠は、さらに次のように述べている(BC 第 47 項)。

以前の再評価が公正価値の測定を意図したものが、あるいは公正価値と著しく異なっているのが必ずしも明らかではないこともあるだろう。この領域における柔軟性は、IFRS への移行という特異な問題に対するコスト効率のよい解決策を認めている。

番号：EECS/1207-06 公正価値オプションの使用

事業年度：2005 年 9 月期/年度財務諸表

論点の分野：公正価値、貸付金

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2006 年 10 月 30 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、自らが取得した投資不動産にかかる負債について、公正価値オプションの定めを適用した。投資不動産は、IAS 第 40 号に基づいて、公正価値で評価されている。

発行者が公正価値オプションを適用するにあたっての主張は、公正価値オプションを適用しなければ、投資不動産と関連する負債にかかる利得と損失の認識がミスマッチになるという事実を根拠としている。発行者は、発行者の投資不動産と対応する負債の公正価値の決定のベースを形作る要素の間には、財務上の明確な相関関係があると主張した。

発行者は、割引キャッシュ・フローモデルを用いて投資不動産を測定している。

本件は、発行者が、投資不動産と関連する負債との間の測定のミスマッチに対処するために、IAS 第 39 号第 9 項 b () が定めている公正価値オプションの定めを適用してもよいかどうかについての疑問を生じさせる。

執行決定

発行者は、公正価値オプションが本件のように適用されることによって、債務と、公正価値で測定される、関連する投資不動産との間の測定あるいは認識のミスマッチ（会計上のミスマッチ）がなくなるか、あるいは大幅に軽減されるため、発行者が、IAS 第 39 号第 9 項 b () が定める公正価値オプションを適用することができるということを受け入れた。

執行決定の根拠

公正価値オプションは、金融機関の財務諸表における認識と測定のミスマッチ、及び金融資産と金融負債の表示のミスマッチに対処するために設けられた。

IAS 第 39 号第 9 項 b () が定める公正価値オプションの使用は、金融機関だけに限定されているわけではない。金融商品とその他の資産又は負債との間に測定あるいは認識のミスマッチがあるようないかなる発行者も、適格基準を充足すれば公正価値オプションを適用することができる。

当該規定は、公正価値オプションを使用しなければ、資産又は負債の測定、あるいはそれらからの利得または損失の認識が異なる基礎のもとで行われてしまうというような、測定及び認識のミスマッチが存在するというのみを要件としている。オプションの適用は、金融資産と金融負債に限定されていない。この考え方は、IAS 第 39 号 AG4E (b) の、IAS 第 39 号第 9 項 b () が満たされた場合の、保険契約のもとでの企業の負債に関する設例によっても裏付けられている。

しかしこのオプションは、その適用によって会計上のミスマッチがなくなるか、あるいは大幅に削減されることによって、情報がより目的適格的になるという場合にしか適用することができない。IAS 第 39 号の BC 第 75 項 B において、IASB は、会計上のミスマッチが様々な状況から生じるとしており、そして、認識される会計上のミスマッチを削減する機会を企業に提供する結果、情報がより目的適格的になるのであれば、財務報告は最善の機能を果たすという結論を下している。IASB はまた、企業は公正価値オプションを、公正価値のエクスポージャーに対するヘッジ会計の代わりに有効に使用してよいと結論を下した。したがって IASB は、公正価値オプションをいつ適用してよいのかという点に関する詳細な指針 (例えば、ヘッジ会計において IAS 第 39 号で要求されているものと同様の有効性テストの実施) を整備しないことを決定した。IASB は、その代わりに企業に対し、IAS 第 32 号における適切な開示を要求することを決定した。

発行者は、投資不動産と関連する負債の公正価値測定の基礎を形作るような要素間において、財務上の明確な相関関係があるという主張をもとに、公正価値オプションの使用を支持した。投資不動産の価値は、賃貸料、物件のロケーション、メンテナンスの状況及びその他の要素にある程度依存するということが認められる、利率が果たす役割が特に重要である。ある投資不動産については、その価値はかなりの部分、利率の変動に依存するのである。発行者は、負債を公正価値で測定するというオプションを適用することによって、認識のミスマッチが大幅に削減されることから、情報がより目的適格的になると考えている。

提供された情報に基づき、執行者は、投資不動産と対応する負債の測定の間には、明確な相関関係があり、IAS 第 39 号第 9 項 b () は満たされたと考えた。

番号：EECS/1207-07 セグメント報告

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：セグメント報告

関連する基準書：IAS 第 14 号

執行決定日：2007 年 7 月 26 日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、別々の市場で操業する複数の事業部を有している。2006 年の財務諸表において発行者は、IAS 第 14 号に基づいてそれらの事業部を事業セグメントとして識別した。発行者の事業部のうちの 1 つ（以後「事業部 I」という）は、2 つのビジネスユニット（以後「BU1」「BU2」という）から構成されている。BU1 は製造部門で操業しており、BU2 はサービス部門で操業している。

事業部における活動は、発行者の 2006 年度の「取締役会による報告(MD&A)」において、別々に説明されている。事業部 1 をカバーするセクションには、BU1 と BU2 についてそれぞれ説明しているサブセクションが含まれており、そこではリスク、マネジメント、事業活動、専門的知識、市場及び顧客が BU1 と BU2 では類似していないということが識別されている。発行者のウェブサイトの IR のページでも、事業部 1 を含むすべての事業部が説明されており、そこでは BU1 と BU2 は別々に説明されている。

2005 年と 2006 年に、BU1 と BU2 はそれぞれ、連結純売上高の 10% 20%を稼ぎ出した。

発行者は、BU1 と BU2 とを別々の報告事業セグメントとして識別しないということについて、以下を含むさまざまな主張を展開した。

- ・ 2000 年以來の開示との整合性
- ・ BU1 と BU2 の財務的な業績が長期的に見て類似していること。
- ・ 事業部のマネジメント及び経営者への報告構造は、ビジネスユニット以下のレベルであること
- ・ BU1 と BU2 の事業活動が相互に依存していること（BU2 の事業活動の一部は、BU1 が問題となっている製品の製造に関与するため、BU1 の活動に依存することになる）
- ・ 顧客基盤について、BU1 と BU2 の事業活動の間には類似点がある（発行者の取締役会による報告書に含められている顧客リストによれば、BU1, BU2 双方に共通の得意先が数件ある。）
- ・ 類似の市場で活動している外国企業が採用しているセグメント情報との整合性
- ・ BU1 の活動にかかる政治的な感受性に起因する守秘義務の考慮

執行決定

執行者は、発行者の表示は IAS 第 14 号に従っていないと考えた。

執行決定の根拠

執行者は、BU1 と BU2 は、2006 年の財務諸表においては、IAS 第 14 号第 31 項に基づく事業セグメントであると結論を下した。この決定は、取締役会による報告で提供された、リスク、事業活動、専門的意見、市場及び顧客に関する情報並びに、BU1 と BU2 のそれぞれにディレクターがいて、それぞれが発行者の取締役会に対して報告を行っているということを表す、発行者の組織図で示された経営構造に基づくものであった。

取締役会による報告で提供されたリスク、事業活動、専門的意見、市場及び顧客に関する情報並びに、発行者の組織図で示された経営構造によれば、BU1 と BU2 のそれぞれにディレクターがいて、それぞれが発行者の取締役会に対して報告を行っている。この情報を基礎に執行者は、BU1 と BU2 は、IAS 第 14 号第 31 項に基づく、2006 年度の財務報告目的における事業セグメントであると結論を下した。

執行者はまた、BU1 と BU2 は、IAS 第 14 号第 34 項及び 35 項のいう報告セグメントに該当するかどうかについても検討した。

第 34 項は、本質的に類似する内部報告セグメントが、単一の事業セグメントとして統合される可能性がある状況を規定している。そのようなセグメントは、長期的な財務業績が類似しており、基準書の第 9 項における事業セグメントの定義で言及されているすべての要素が類似しているということが示されなければならない。事業あるいは地理的なセグメントは、その収益の過半が外部顧客への売上によって稼得され、第 35 項において特定された、収益、セグメントの業績及び資産に関する追加的な規準のうちの一つを満たす場合に、報告セグメントとなる。

発行者が提供した売上高利益率のグラフに基づき、執行者は、BU1 と BU2 は本質的に類似していないと結論を下した。なぜなら、両セグメントは、IAS 第 14 号第 34 項(a)が意味するところの、類似した長期的な財務業績を示していないからである。2001 年と 2002 年に BU1 の売上高利益率が BU2 の売上高利益率を超えたのに対して、2004 年からは、BU2 の売上高利益率が BU1 のそれを上回った。2006 年には、BU1 の利益率が下降したのに対して BU2 の利益率は上昇し、BU1 の利益率よりも約 15% 高かった。製品及びサービスの性質が異なっていること (BU1:製造、BU2:サービス) や製造プロセスが異なっていること (BU1:技術の変換、BU2:非変換)、さらには製品やサービスを受ける顧客の類型が異なっている (BU1:製造業者 BU2:オペレーター) ということをも前提とすると、BU1 と BU2 がそ

れぞれ提供している製品及びサービスについての評価をもとにしても、IAS 第 14 号第 9 項における要素を勘案しても、執行者は、BU1 と BU2 は IAS 第 14 号第 34 項(b)が意味するところの「類似している」ことに該当すると結論を下すことができなかった。発行者は、IAS 第 14 号第 9 項で言及している、関連するすべての要素を明示的に検討しなかった。

BU1 と BU2 のいずれもが、それぞれ 2005 年及び 2006 年における連結純売上高の 10% 20%を稼ぎ出したことから、2 つのセグメントは、IAS 第 14 号第 35 項に基づく財務報告目的上の報告セグメントとして識別された。

番号：EECS/1207-08 無形資産の償却方法

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：無形資産

関連する基準書：IAS 第 38 号

執行決定日：2005 年 10 月 31 日

発行者の会計処理についての記述

電気通信プロバイダーは、電話サービスを提供するために取得したライセンスを償却する方法について疑問を持った。

問題となっているライセンスは、公開入札を通じて取得され、ある特定のエリアにおいて、特定の期間にわたって事業を行うことを発行者に認めるものである。ライセンスに対して支払われた対価は、潜在的な顧客数によって変動するのではなく、入札において示された技術的な仕様を満たした、提示された中での最善の申込値である。電気通信ライセンスがカバーしているエリアにおいて、発行者がこれまでにサービスを提供した実績はなく、ここでの予測は不確実性の程度に左右されることになる。

IAS 第 38 号は、耐用年数が確定している無形資産に係る償却方法は、当該資産の将来の経済的便益を企業が消費すると予想されるパターンを反映しなければならず、仮にそのパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法を採用しなければならないと述べている (IAS 第 38 号第 97 項)。基準書はまた、耐用年数が確定しているような無形資産について、償却累計額が定額法による場合よりも低額になるような償却方法を支持する有力な証拠は、たとえあったとしてもきわめて稀であるとも述べている (IAS 第 38 号第 98 項)。

発行者は、電気通信ライセンスの場合、資産に固有の便益は、ライセンスが権利を付与しているサービスを提供することによって収益を生じさせる能力であると主張している。ライセンスに対して支払われた対価は、サービスを提供する権利の価値を反映しており、サービスの提供そのものによって、償却の方法が決定されなければならない。資産に係る経済的便益は、サービスが提供された時点で具体化、あるいは消費されることになる。

したがって、発行者によれば、それが資産の将来の経済的便益の消費を反映することから、見積総収益額に対する獲得された収益の割合を基礎として、ライセンスの期間にわたってライセンスを償却することは合理的に見える。

このアプローチは、当初の見積りからの変動をもたらすような実績値や状況の変化、及びその他の要素を反映させるかたちで毎年更新及び改訂を行う必要がある見積りに依存す

ることになる。

サービスが徐々に提供されていくことによって、もたらされる収益も次第に増加するという電話事業の特性により、この方法は遞増的な償却につながりかねない。

発行者は、このライセンスの償却方法は IAS 第 38 号のもとで有効な方法であると考えている。なぜなら、本事例は基準書が認識している、償却累計額が定額法による場合よりも低額になるような償却方法を適用してもよい、非常に稀なケースの一つにあたるからである。

執行決定

執行者は、提案された償却方法は、この状況においては受け入れ不可能であり、定額法が適用されなければならないと考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 38 号第 97 項は、耐用年数が確定している無形資産に係る償却方法は、当該資産の将来の経済的便益を企業が消費すると予想されるパターンを反映しなければならず、仮にそのパターンを信頼性をもって決定できない場合には、定額法を採用しなければならないと述べている。

執行者は、企業が、収益の達成度合いを基礎とする償却方法を採用することは受け入れられないと考えた。なぜなら、販売価格の構成要素は、資産の消費あるいは使用のパターンと関係がないからである。

IAS 第 38 号第 98 項では、様々な償却方法の使用を認めている。当該項では、定額法、定率法及び生産高比例法が明示されているが、一方で、償却累計額が定額法による場合よりも低額になるような償却方法を支持する有力な証拠は、たとえあったとしてもきわめて稀である旨が付け加えられている。

第 98 項が示すように、需要値や生産高を基礎としたパターンのような、定額法以外の償却方法を適用できるような特定のケースもあるかもしれない。本事例では、定額法以外の償却方法を裏付けるために求められる条件としては、次のようなものが含まれる。

- a) 需要あるいは生産高は、資産の経済的な効用を最も真正に表現するパターンでなければならない。
- b) 予想される量又は充足されるべき需要値、あるいは無形資産によって供給される生産高

を、事前に信頼性をもって決定することが可能でなければならない。

これらの 2 つの条件が満たされるならば、需要量や生産量を基礎とした償却パターンによって無形資産が供用された時点から償却する方法のほうが、定額法による償却よりも適切ということになる。かりにこの方法を適用したことによって逡増的な償却が行われ、ある特定の期間については、償却累計額が定額法による場合よりも低額になるような償却方法が適用されたとしても適切であろう。

耐用年数が確定している無形資産について、定額法以外の償却方法を適用するためには、企業が予想する、ライセンスが体現している将来の経済的便益の消費パターンは、ライセンスの期間ではなく、生産または需要を基礎としているということを立証することが必要となる。例えば、生産される項目数（すなわち、通信回線の数）を明示しているようなライセンスが該当する。

発行者は、耐用年数が確定している無形資産について、償却累計額が定額法による場合よりも低額になるような定額法以外の償却方法を検討する際、基準書の第 98 項が求めている高い立証の基準を満たすことができなかった。当該エリアでのサービスの提供実績がないことから、発行者は需要値が消費のパターンを最もよく表すものであることを示すことができず、発行者が信頼性をもって定額法以外の償却方法が必要とするような需要値や需要量予想を決定できるということについて、執行者が説得されることもなかった。したがって、上記の 2 つの条件のいずれもが満たされなかったことから、定額法が最も適切な償却方法であると考えられた。

番号：EECS/1207-09 従業員給付の会計処理の変更

事業年度：2006 年 12 月期/年度財務諸表

論点の分野：従業員給付

関連する基準書：IAS 第 19 号

執行決定日：2007 年 7 月 3 日

発行者の会計処理についての記述

発行者の年金制度は、2005 年度に給付建制度として会計処理された。発行者は、2006 年度に会計処理の方法を掛金建制度に変更し、2005 年度の比較情報を修正再表示した。2005 年度の修正再表示による影響は重要である。

2006 年度の財務諸表において、発行者は、平均賃金に基づいている退職給付制度の基礎をなす約定について、今年度のうちに詳細な見直しを行ったと説明した。年金負債が全額まかなわれ、将来の負債の物価スライド分は、支払に応じられる外部預託の年金基金部分に限定されている。外部に預託している資金を発行者が処分することはできない。当該制度は、給付建制度ではなく、IAS 第 19 号が定める掛金建制度に適格である。さらに、外部委託分は、投資からの剰余金を原資として、保険会社によって設立されているという点にも留意しなければならない。

当該年金制度は、企業が年金制度に資金を拠出するために第三者である保険会社に保険料を支払うという、平均賃金制度である。

執行決定

執行者は、発行者の年金契約は、潜在的なリスクは限定されてはいるものの、リスクが発行者側に残っているという理由により、IAS 第 19 号第 25 項及び第 39 項で概要が示されている確定拠出 (DC) 会計の規準を満たさないと結論を下した。

執行決定の根拠

発行者が提供した情報は、以下のように分析された。

- ・ 発行者とその従業員との間の合意事項を定めている集合的労働契約は、発行者は平均賃金で、限定的な物価スライド部分を持つ年金制度を提供しなければならず、物価スライド部分は、支払に応じられる外部預託の年金基金部分に限定されると述べている。
- ・ 毎年、年金のうちの 1.75% は積み立てられる (制度給付の算定式)。それは、毎年の労務提供によって、従業員には 1.75% 分の権利が積み立てられ、40 年後には従業員は、彼らが労務を提供した期間に係る平均賃金の 70% を受け取るということを意味する。退職した従業員に対する税務上の恩典も含めると、従業員は平均的には、彼ら

が働いていた期間中に得た所得とほぼ同額の所得を得ることになる。

- ・ 従業員は、給料の 7.04% の保険料を支払い、雇用者は残りを支払う。

上記の情報に基づき、執行者は、当該年金制度は IAS 第 19 号第 24 項から第 27 項に基づく確定給付制度に適格であると結論を下した。

年金制度は第三者である保険会社と保険契約が締結されていることから、当該制度が IAS 第 19 号第 39 項に従って、掛金建制度、あるいは給付建制度のどちらに該当するとして処理すべきかどうかについて分析が行われた。

結論を下すにあたり、執行者は以下のことを考慮した。

- ・ 保険契約は発行者と保険会社との間で結ばれており、従業員と保険者との間で結ばれているのではない。
- ・ 保険契約は毎年更新される。保険会社は、毎年、発行者が支払う保険料を決定する。上述のように、従業員が支払う保険料は固定されており、必要な保険料の残額は雇用者が支払う。すなわち発行者は、保険者による投資運用収益や、数理計算上の仮定の変動（例えば生命表の変更）によって、保険料が変動することによるリスクにさらされている。
- ・ 保険契約では、従業員が退職し、当該従業員の年金を他の資金に移す場合、発行者は、年金計算式を基礎に従業員が付与された権利と、保険料支払額をベースとする権利との間に差がある場合には、当該差額相当の負債を負うか、あるいは払い戻しを受けるとされている。これらのケースにおいては、発行者は数理計算上のリスク、すなわち、想定と実際の運用益との差、あるいはその他の数理計算上の差異の結果としての残高不足や過剰積立のリスクにさらされている。
- ・ 株主総会において、従業員給付制度の会計処理の変更についての質問が行われた際、経営者は、年金契約に係る限定的なリスクは発行者の側に残っていることを示唆した。

発行者の年金数理人は、年金制度に関連する次のようなリスクを強調した。

- ・ 投資リスク：発行者のこのリスクを保険会社が保証している。執行者は、毎年決定される保険料に、積立不足をカバーする部分が織り込まれることによって、発行者にも一部が転嫁されていると考える。したがって、すべてのリスクを保険会社が丸ごと引き受けているというわけではない。
- ・ 個々の資金の移転：資金を移転する場合、未積立となっている金額は支払われなければならない一方で、剰余金はすべて発行者に払い戻される。このようなリスクがある場合、掛金建制度としての会計処理はできない。発行者は、最近発行者を退職した従業員がごくわずかであることから、このリスクに重要性はないということに着目した。

発行者はまた、IAS 第 19 号の計算を行う際、年金数理人は当該リスクをゼロと評価したと示唆した。執行者は、重要性がないという発行者の見解は、IAS 第 19 号にしたがって掛金建制度と給付建制度との線引きをするという目的には適合的とは考えなかった。現在は低いと考えられている当該リスクは、年金債務の評価にあたって考慮されなければならない、そのリスクは毎年変わりうるものだからである。

- ・ 集合的労働契約における発行者と従業員との間の合意には、年金制度が積立不足の状態になった場合に、従業員に付与される権利が削減される可能性があるということについて、いかなる示唆も含まれていない。その結果執行者は、従業員が過去及び現在の期間に提供した役務に関連する、すべての将来の従業員給付を保険会社が支払わなかった場合には、発行者が追加的な額を支払う法的あるいは推定的債務を負っていると結論を下した。

番号：EECS/1207-10 企業結合における取得企業の識別

事業年度：2005 年 12 月期/年度財務諸表/事前承認

論点の分野：取得の会計処理、企業結合、逆取得

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2006 年 1 月 25 日

発行者の会計処理についての記述

発行者 A 社は上場企業であり、最大の事業セグメントのうちの 1 つを株主グループ（所有者 1 - 2）に対して譲渡し、会社の集中している所有構造を解消した。包括的な取り決めは、取り決めの特定の段階を円滑に進めるために、他の株主グループ（所有者 3 - 6）が別個の会社（B 社）を設立するという事を含む、事前に決定された計画にしたがって遂行された。

取り決めには 4 つの段階が含まれているが、大半の部分は、お互いに依存しあっている関係にある。事象発生の順序は次の通りである。

- 1 . 発行者は事業 X を株主グループ（所有者 1 - 2）に対して売却した。売却価格は、負債証書によって充足された。
- 2 . 同時に B 社は、所有者 1 - 2 が保有する発行者の株式のすべて（議決権の 48%）を購入する協定書に署名した。当該購入もまた、負債証書によって充足された。2 つの証書は、後日、A 社と B 社が合併した際に決済された。
- 3 . 数日後、B 社は所有者 3 - 6 及びその他の株主に対して、彼らが保有する発行者の株式を、主に B 社の株式と、一部重要性のない現金要素も含む対価とを交換する入札申込を行った。申し込み後、B 社は、事業 X を除く発行者 A 社の以前の事業の支配持分（議決権の 53%）を有している。公開入札の終了をもって、B 社の株式は証券取引所に上場された。
- 4 . 申し込みと同時に、発行者と B 社は合併契約に署名し、合併後、所有者 3 - 6 は結合後企業の議決権の 26%を所有していた。

取り決めの完了後、新たに上場会社となった B 社は、事業 X を除き、以前の発行者 A 社と同じ事業活動を行っている。新たな所有構造は、所有者 1 - 2 がもはや持分を有していないことから、若干集中度は薄れている。

取引が完了したのち、発行者に対する支配は一時的であるにすぎないことが意図されていた B 社の創業者たちは、合併後会社の議決権の 3 分の 1 に満たない議決権を有していた。発行者 A 社の取締役会メンバー（所有者 1 - 2 を代表しているメンバーを除く）は、合併会社の取締役会構成員に選出された。

執行決定

執行者は、発行者 A 社が取得企業であると考えた。

執行決定の根拠

上記で示された取引は、発行者 A 社の重要な事業の一部を売却し、それによって発行者の集中している所有構造を解消するということを目的とする単一の取り決めの一部分である。取引は同時に交渉され、同時発生的に、又は立て続けに実行された。取引はその大部分において他の事象の発生の条件付きであり、それぞれの資金調達はリンクしていた。したがって、取り決めの個々の段階における条項、条件及び商業的な影響は、全体的な検討を抜きにして理解することはできない。

企業が実行した取引は、より幅広い契約の一部分であるということを、B 社の性質は示している。B 社は、発行者の株式の取得を円滑にすすめることによって、発行者の所有構造の一員となるために創設された。B 社は何ら事業活動を行っておらず、独立した企業として B 社が存在するということは、一時的なことであると常に考えられてきた。

IFRS 第 3 号「企業結合」を適用する

IFRS 第 3 号第 4 項では、企業結合を、別々の企業又は企業の営む事業を、一つの報告企業に統合することと定義している。本事例では発行者及び B 社がともに、一つの報告企業になろうとしていることから、IFRS 第 3 号は、本事例における契約に対して適用される。IFRS 第 3 号第 17 項は、取得企業がすべての企業結合について識別されなければならないことを求めており、取得企業とは、他の結合する企業又は事業の支配を獲得する、結合する企業であるとしている。

持分証券の交換を通じて行われる企業結合における取得企業の識別 (第 21 項)

ここで検討している取り決めで行われたのと同様に、持分証券の交換を通じて行われる企業結合においては、通常は持分証券を発行する企業が取得企業である (B 社)。しかしながら、結合する企業のいずれかが、企業活動からの便益を得るために他の企業の財務及び経営方針を左右する力を有しているのかを判定するためには、すべての関連する事実及び状況を検討しなければならない。一般に、取得企業は大きい方の企業 (発行者) であるが、企業結合を取り巻く事実や状況により、小さい方の企業が大きい方の企業を取得したことが示唆されることもある。

企業結合の中には、一般に逆取得と称されるものがあり、そこでは取得企業は持分証券を取得された企業であり、持分証券の発行企業が被取得企業である。そのような場合、法

律上の子会社が、その活動から便益を得るために結合後の企業の財務及び経営方針を左右する力を有していることから、取得企業として識別される。IFRS 第 3 号の BC 第 57 項第 61 項は第 21 項を補完しており、取得者がどのようにして識別されるのかについての追加的なガイダンスを提供している。

議論の対象となっているケースにおいて、支配者は、取り決めの様々な段階の終了後のみ決定される。なぜなら、取り決めに個々の段階ごとではなく、全体として検討しなければならないからである。取り決めの完了時、発行者は結合後企業の活動を支配する力を有している。B 社の創業者たちは、発行者に対する支配は一時的であるにすぎないことが意図されており、合併後会社の議決権の保有割合は 3 分の 1 に満たない。発行者による支配は、A 社の取締役会のメンバー（所有者 1 - 2 を代表しているメンバーを除く）が、合併後会社の取締役会メンバーに選ばれたということによって示されている。

企業結合を実行するために、新会社が設立される場合の取得者の識別（第 22 項）

企業結合を実行するために、持分証券を発行するための新たな企業が設立される場合について、追加的なガイダンスが与えられている。このような場合には、利用可能な証拠に基づいて、企業結合以前に存在した結合する企業のうちの一つを取得企業として識別しなければならない（発行者 A 社）。この問題については、BC 第 62 項から BC 第 66 項で追加的なガイダンスが提供されている。

B 社は、発行者の取り決めに円滑に進めるために設立された受け皿であるとみなされうる。この解釈は、発行者 A 社の臨時株主総会において、取り決めが提案された後にはじめて B 社が設立されたということによって裏付けられる。B 社が営業活動を行っていないということや、人員配置、独立した会社としての存在が一時的であるということが意図されているということも、この考え方を裏付けている。

公開入札において、B 社は、株式の発行と少額の現金支払いの組み合わせによって、A 社の支配を獲得した。事後の合併において、支配を獲得するということは必須の条件であった。合併において、B 社は、A 社の他の株主に対する対価として株式を発行した。B 社の株式資本のほぼすべては、取り決めに通じて発行された。入札の提案において支払われた、金額的重要性がないと考えられる現金対価は、当該取り決めに対して、企業結合日以前に存在した企業のうちの一つを取得企業として識別することを求めている、IFRS 第 3 号第 22 項が適用されることを排除するものではない。したがって、取得企業が B 社となることはありえない。

合併前に、B 社は、たとえ一時的ではあっても発行者を支配していた。この状況は経済的

な実質と 2 社間の法的な関係とが不整合となっていたことを示している。この不整合は、IFRS 第 3 号第 22 項を適用することによって明確化される。

取得企業の識別にあたって検討されるべきその他の兆候(第 20 項)

第 20 項では、取得企業の識別を示す要素が列挙されている。第一に、結合する企業の一方の公正価値が他方の公正価値よりも著しく大きい場合、公正価値が大きい方が取得企業である可能性が高いとされている。今回問題となっている事例では、発行者が取得企業であると考えられる。

第二に、企業結合が現金又はその他の資産と持分証券との交換で行われる場合、現金又はその他の資産を引き渡した企業が取得企業である可能性が高いとされている。この示唆からは、本事例の取引においていずれの当事者が取得企業であるのかについての明確なシグナルが示されていない。なぜなら、所有者 1 - 2 の株式と交換に B 社が発行した負債証券は、現金で支払われることはなく、合併の際に決済されたからである。

第三に、企業結合の結果として、一方の結合する企業の経営者が、結合後企業の経営陣を選出する権利を支配することができる場合、そのような権限を有する企業が取得企業である可能性が高いとされている。本事例では、発行者 A 社が取得企業であることが明確に示される。

結論

取り決めの目的は、事業 X を譲渡し、発行者の集中している所有構造を解消することであった。会計処理には、このような取り決めの実態が反映されていなければならない。

上記の根拠に基づき、執行者は、B 社は企業結合を実行するため、持分証券を発行するために設立された会社であり、IFRS 第 3 号第 22 項に基づくと、B 社は取得企業にはなりえないと結論を下した。したがって、発行者 A 社が取得企業となる。この結論は、取り決めのすべての段階が完了した後は、発行者が新たな結合後企業を支配しているという、IFRS 第 3 号第 21 項で述べられている原則によって裏付けられる。さらにこの決定は、本基準書の第 20 項で設けられているその他の指標の検討によっても裏付けられている。

番号：EECS/1207-11 不動産プロジェクト

事業年度：2005 年 9 月期/年度財務諸表

論点の分野：工事契約

関連する基準書：IAS 第 11 号

執行決定日：2006 年 10 月 30 日

発行者の会計処理についての記述

不動産を開発し、販売する発行者は、工事契約について IAS 第 11 号を適用し、工事進行基準によって収益を認識している。

執行者は、発行者が結んだ 3 つのタイプの契約について採用した会計処理を吟味した。執行者は特に、建設プロジェクトの購入者である投資家との間で結ばれた販売契約が、特別に取り決められたものかどうかについて検討した。契約においてこの条件が満たされなかった場合には、執行者は次に、(発行者が主張するように) IAS 第 18 号に従って、役務の提供をベースに収益が認識されるかどうかを検討した。

3 つの契約、すなわち第三者向けの商業用不動産、組合式共同住宅(建物全体を所有する組合の組合員が入居できる方式の共同住宅)及び販売用の集合住宅には次のような特徴があった。

商業用不動産に関連する契約について、通常の手続としては、まず発行者が潜在的な開発可能性のある物件を取得する。発行者は新規のテナントにリースする場合もあるし、既存のテナントを入れ替える場合もある。発行者の計画、テナントの要求や要望に従って、不動産の改装がリース契約開始時に合意され、それを受けて改装作業が行われる。改装工事完了の時点までは、発行者は賃貸料の形で収益を受け取る。改装工事の完了時点で、その稼働による予想キャッシュ・フローを基礎に当該不動産の販売価格が計算される。投資家との間で販売契約が締結され、改装工事の作業が完了した時点で、投資家は不動産を占有する。投資家は、契約の完了日に当該不動産の法的な所有権のみを得る。

組合式共同住宅建設プロジェクトに係る契約については、個々の所有者は居住単位そのものを所有しないが、組合における持分とともに当該単位を使用する権利を有する。当該住宅の所有者は組合であり、契約の当事者は組合となる。したがって、共同住宅組合は、建設プロジェクトに対して重要な影響力を行使しようとするのであれば、当該プロジェクトが始まる前に設立されなければならない。

集合住宅に関する契約の実質は、完成した集合住宅の購入者は、住宅の仕様や工事、建

設プロジェクトの方針等について、きわめて限定的な影響力しか行使することができないというものである。実質的には、完成した住宅の購入者は、締結した販売契約に従って(すなわち、引き渡しを受けて対価を支払う) 債務を充足する責任を負っているだけにすぎない。

論点となっている事項は、発行者の異なるタイプの不動産プロジェクトが、建物の建設に関連して、仕様、技術、あるいは機能といった点について、IAS 第 11 号第 3 項がいうところの「特別に取り決められた契約」として定義することができるかということ、及び、仮に IAS 第 11 号が適用できない場合には、収益は、役務の提供として認識されるべきか、あるいは財の引渡しとして認識されるべきかどうかという点である。

執行決定

執行者は、上記で言及されている 3 種類の契約のいずれについても、IAS 第 11 号は適用されないと結論を下した。なぜなら発行者は、工事作業が開始される前に、特別に取り決められた契約を結んでいないからである。さらに執行者は、発行者はサービスを提供しているのではなく財を引き渡しているのであって、財の販売による売上を計上する前に満たされていなければならない条件として考慮すべきは、IAS 第 18 号第 14 項に記載されている条件であると決定した。特定された条件のすべてが満たされていなかったことから、3 種類すべての契約に係る適切な会計処理は、「工事進行基準」ではなく、「工事完成基準」となる。すなわち、所有に係るリスクと便益が移転された時点で収益が計上される。

執行決定の根拠

IAS 第 11 号

執行者は、不動産開発プロジェクトから生じる収益の認識を決定するために、発行者が IAS 第 11 号又は IAS 第 18 号のいずれかを適用しなければならないと考える。執行者は、発行者の異なるタイプの契約について、2 つの基準書と関連付けて検討した。

IAS 第 11 号においては、工事契約は、資産の建設工事のために、特別に取り決められる契約をいうとされている (IAS 第 11 号第 3 項)。発行者によれば、この定義の中核的な要素は、契約が特定のある顧客との間で特別に取り決められたものであるかどうかということである。

IFRS は、「特別に取り決められた」ということを定義していないが、執行者は、契約が特定のある顧客との間で取り決められた、ということだけでは不十分であると考えた。作業の開始前に、売り手と買い手との間で、契約条項についての取り決めがなされなければならない。

執行者は、そのような契約を個々に区別する特徴は、工事契約のもとで行われる作業を通常特徴づけるような条項に関連して見られなければならないと考える。そのような契約において最もよく見られる手続は、おそらく、土地の所有者が、すでに設計された工事の割り当てへの入札の勧誘を行った後、請負業者を雇って詳細な仕様書や設計図に基づいた作業を実施させるというものである。そのような場合には、土地の所有者は建設プロジェクトの設計や材料の選定、配置や取り決め等に関して、決定的な影響力を行使する。

「特別に取り決められた」契約においては、買い手は、建設作業を通じて、当該建設作業を停止又は中断させるためにプロジェクトの当初のプランを変更する権利、あるいは(補償の支払いに対抗するためかもしれない) 他の請負業者を雇って作業を完了させる権利を持っている。

発行者の契約の大部分の実態というのは、建物の設計や建設工事、あるいは建設プロジェクトのやり方に対してごく限られた影響力しかもたないため、締結した販売契約に従って(すなわち、引き渡しを受けて対価を支払う) 債務を充足する責任を負っているだけにすぎない投資家に対して企業が完成した建物を販売するということである。

執行者は、特別に取り決められた契約は、建設プロジェクトに係る建物の設計や工事、材料の選定、配置及び取り決め等において、買い手が決定的な影響力を有していなければならないということによって特徴づけられると考える。買い手はまた、通常以下のような権利を有する：

- ・ 建設プロジェクトの当初の計画を変更すること
- ・ 建設プロジェクトを停止あるいは中断すること 及び
- ・ 他の請負業者に建設プロジェクトの作業を完了させること

商業上の不動産に係る契約に関する限り、執行者は、改装作業に係るテナントの要求および要望の考慮は、買い手の要求に優先するものだと考える。なぜなら、そのテナントの要求及び要望の実施は賃料の額の大きさ、さらには不動産から生ずるキャッシュ・フローに影響し、最終的には販売価格に跳ね返るからである。不動産の総販売価格は、企業が取得した建物の当初の取得価額と改装作業にかかった追加的なコストの合計をベースにして決まる。投資家は、開発プロセスの最終段階ではじめて関与するため、不動産の開発については、ほとんど影響力を及ぼすことがない。これに加えて、投資家にとっての最初の、そして最大の関心事は、不動産の稼働によって得られるキャッシュ・フローである。なぜなら、キャッシュ・フローが販売価格を決定するからである。これらの背景のもとで、執行者は、このタイプの契約は、「特別に取り決められた契約」には該当せず、したがって IAS

第 11 号は適用されないということを確認した。

さらに、組合式共同住宅の建設と販売は共同住宅組合の設立前に始まっている。その結果、個々の住宅の建設については契約が結ばれていない。したがって、本事例における契約は工事契約の定義には含まれず、IAS 第 11 号を適用することはできない。

執行者が、販売用の集合住宅に係る契約について、「特別に取り決められた契約」には該当しないと考えた理由は、集合住宅の建設が、完成品受け渡し方式の工事契約として遂行されるからである。集合住宅は、その設計や材料の選択等に関して本質的に均質であり、個々の買い手は、建設プロジェクトに対してほとんど影響力を持たない。1つ1つの居室の建設についての契約が結ばれることはないため、IAS 第 11 号を適用することはできない。

IAS 第 18 号

今回問題となっている契約のいずれについても IAS 第 11 号が適用できないことから、発行者の供給物に対しては、IAS 第 18 号が適用されることになる。しかしながら、企業が製品を供給しているのか、サービスを提供しているのか、あるいは複合物（ひとつあるいは複数の構成要素から成り、財の引渡しとサービスの提供の両方を含む）を引き渡しているのかを決定しなければならない。

本事例についての執行者の評価は、引き渡した物についての発行者独自の情報を基礎としている。提供された情報には、発行者が不動産プロジェクトを推し進め、プロジェクトにおける不動産の建設工事を統率し、完成した不動産を投資家に販売したことが示されている。このような理解のもとで、執行者は企業が財（不動産）を投資家に引き渡したと結論を下した。この見解は、IAS 第 18 号第 3 項における財の引渡しの定義（「土地や再販売目的で所有される財貨」というフレーズを含む）によって裏付けられる。

3 つの異なる種類の契約から生じる収益を認識するためには、第 14 項で列挙されている 5 つの要件が満たされなければならない。

この点については、発行者が、建設プロジェクトにおいていかなる管理上の関与も保持しておらず、本プロジェクトが未完成の状態である企業が投資家と販売契約を結んだような状況において、建設プロジェクトに付随する財務的なりスクをカバーするために、保険契約を結んだと述べたということに留意しなければならない。したがって、第 14 項における他の規準を満たすかどうかによるが、発行者は、不動産プロジェクトを売却し、「当事者を拘束する販売契約」が結ばれた時点で、販売から生じた収益を認識することができる。

商業用の不動産については、発行者は、拘束力のある販売契約のもとで売却されたものとして取り扱われる、プロジェクトから生じる利益を受ける権利を保持している。発行者は、改装工事が完了するまでの期間、賃貸料の形で収入を受け取る。執行者は、発行者が重要なリスク、実効性のある支配、及び最終的な引き渡しに先立って、収益が工事進行基準によって認識されてきたそれぞれのプロジェクトで売却された不動産に付随する利益を得る権利を保持していると考えます。このことは、IAS 第 18 号第 14 項(a)の条件が満たされておらず、収益を認識できるタイミングは、不動産の引き渡しが行われる時点まで先送りされるということの意味する。

組合式住宅に関しては、執行者は、上記の商業用不動産の場合と類似した根拠が目的適格的であるということを確認した。不動産は、共同住宅組合が設立されるまでは引き渡すことができない。したがって、組合が設立されて不動産が引き渡されるまでは、発行者は販売された不動産について、重要なリスクと実効性のある支配を保持している。このことは、IAS 第 18 号第 14 項(a)の条件が満たされておらず、収益を認識できるタイミングは、不動産の引き渡しが行われる時点まで先送りされるということの意味する。

販売用の集合住宅については、執行者は、発行者が売上を計上した時に、IAS 第 18 号第 14 項の条件が満たされていると確認できなかった。これについての主な理由は、たとえそれが保険によってカバーされているとはいえ、発行者がプロジェクトを完成させるための財務的なリスクを負担しているということである。